

**令和6年度一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた
社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 50,213 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 774,598 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	251,470	151,833	10,467	89,170
	老人福祉事業	17,628	14,689	309	2,630
	児童福祉事業	149,740	65,157	8,886	75,697
社会保険	国民健康保険事業	56,041	19,068	3,884	33,089
	後期高齢者医療事業	140,197	21,385	12,481	106,331
	介護保険事業	120,613	4,575	12,190	103,848
保健衛生	保健衛生事業	12,582	12,341	25	216
	疾病予防事業	26,327	7,564	1,971	16,792
合 計		774,598	296,612	50,213	427,773

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。